

中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」に係る審査要領

1 目的

この要領は、中央区自主企画事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に定める地域活性化支援事業の補助金交付決定の審査について、中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」に係る実施要領（以下「実施要領」という。）第5条第3項に定める審査の詳細を定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は、中央区長とする。また、委員は、中央区副区長、中央保健福祉センター所長、中央区地域づくり支援課長とする。なお、各委員は第2次審査に出席できない場合は、事前に代理の者を指名し、その者を出席させることができる。また、中央区長が特に必要と認める場合は、中央区長が指名する者を加えることができる。
- (3) 審査委員会は、非公開とする。
(公開プレゼンテーション及び活動報告会に係る部分を除く。)
- (4) 審査委員会の事務局は、中央区地域づくり支援課に置く。

3 審査について

審査は書類審査とするが、第2次審査では、新規事業は公開プレゼンテーション、継続事業の2年目及び3年目となる事業は活動報告会の発表等を基に審査委員会において審査する。ただし、採択前の提案事業内に、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを含む場合は一部非公開とすることができる。

また、災害等により審査委員会を開催することが困難な場合には、委員長の判断により、開催方法等を決定することができる。

審査委員会が、対象外と認めた金額がある場合は、市補助金以外の収入金額から差し引くこととし、対象外と認めた金額が市補助金以外の収入金額より多い場合は、その差額を申請額より控除した金額を補助金額とする。

支援の可否の決定は継続事業の2年目及び3年目の事業から行い、その後、新規事業について支援の可否の決定を行う。

(1) 第1次審査

ア 別表1の審査項目について申請団体から提出された書類及びヒアリングにより、適否を事務局において確認する。

イ 確認の結果、審査項目に「不適」が該当する事業は不合格とし、採択しない。

(2) 第2次審査

ア 審査委員会の委員長及び委員は、別表2の審査項目に基づき、審査する。

イ 採点の結果が以下のいずれかに当てはまる場合は不合格とし、採択しない。

- ① 審査項目において、委員長及び委員のうち２人以上が０点を４項目以上附した場合。
- ② 委員長及び委員の採点の平均が２８点未満の得点となった場合。
- ウ 委員長及び委員の平均得点の上位の団体から順位を決定し、交付団体数は予算の範囲内とする。

4 交付の決定

中央区長は、審査委員会の審査結果及びアドバイザーの意見を参考に、補助金の交付について決定する。

5 補足

この要領に定めるもののほか、中央区地域活性化支援事業に係る審査に関し必要な事項は、中央区長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成２５年４月１日より施行する。
- 2 「みんなで創る中央区づくりの活動支援等に係る審査要領（平成２２年６月１日施行）」は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２７年１２月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１２月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和３年１２月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和４年１２月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

要望者	団体名	
	事業名	

審査項目

要綱第1条 関係	区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民等が自主的に行う事業であること。	適 ・ 不適
募集要項、 要綱第3条 関係	提出書類に不備や不適格な空欄がないか。 【提出書類】 ①中央区自主企画事業（中央区地域活性化支援事業）補助金 交付要望書（募集要項様式第1号） ②暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の2） ③事業計画書（様式第3号） ④収支予算書（様式第4号） ⑤その他区長が必要と認める書類	適 ・ 不適
要領第2条 関係	1年以上継続して活動し、又は、今後1年以上継続して活動する見込みがある団体であること。	適 ・ 不適
	団体の事務所が千葉市内にあるもの。（団体の事務所を有しない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの）	適 ・ 不適
	当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。	適 ・ 不適
	団体の代表者は、未成年者ではないこと。（ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関し、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合は除く。）	適 ・ 不適
要領第3条 関係	主として中央区内での活動であること。	適 ・ 不適
	事業の実施者が自発的に計画し、責任を持って運営に当たる事業であること。	適 ・ 不適
	交付決定の日の属する年度の翌年度以降も継続的に行う見込みがあること。	適 ・ 不適
	同一内容の事業について、本補助金もしくは中央区ふれあい事業におけるみんなで創る中央区づくり補助金の交付を受けていないこと。（ただし、地域づくり活動支援事業、区テーマ解決支援事業における継続事業及び地域拠点支援事業における家賃補助については、最大3年間の補助を可能とし、地域拠点支援事業における改装費及び事業開始経費の補助対象期間終了後については、この限りで	適 ・ 不適

第1次審査シート

	はない。)	
要領第4条 関係	政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている 団体が行う事業ではない。	適 ・ 不適
	特定団体の構成員のみを対象とした事業ではない。	適 ・ 不適
	資格・免許等の取得の誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行 う事業ではない。	適 ・ 不適
	事業は、講演会・イベントの開催のみを目的とした事業ではない。	適 ・ 不適
	これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のない 事業ではない。	適 ・ 不適
	特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業ではない。	適 ・ 不適
※1 要綱 中央区自主企画事業補助金交付要綱		
※2 要領 中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」に係る実施要領		

可否について（どちらかを○で囲む。）

全ての項目が「適」の場合	いずれかの項目が「不適」の場合
可	否

要望者	団体名	
	事業名	
採点者	職・氏名	

	審査項目	審査の着眼点（主として評価する内容）	審査の基準	採点
1	地域課題の解決	【共通】・活動の目的が明確か。事業により目的が達成できるか。 【地域づくり活動支援及び地域拠点支援事業の場合】・事業は、生活環境の整備や安全、福祉等の中央区内の生活課題の解決に貢献するものか。 【区テーマ解決支援事業の場合】・中央区で設定したテーマに該当する事業目的であり、課題解決に貢献するものか。	8点： 非常に優れている 6点： 優れている 4点： 普通 2点： やや劣る 0点： 劣る	
2	地域の活性化	・事業は、地域の活性化や魅力あるまちづくりに効果があり、貢献するものか。		
3	実現性・計画性	・事業計画は具体的で無理がないか。また、新型コロナウイルス等の社会情勢を意識した計画であるか。		
4	収支 予算書の 妥当性	【共通】・収支予算書は、事業計画に対して適切か。また、支出及び補助金の申請金額は適正か。 【区テーマ解決支援事業の場合】・事業が確実に実施できる収支状況か。		
5	事業の 継続性・ 自立性	・本補助金がなくなった後も事業を継続、発展する可能性が高いか。		
6	活動の 主体性	・事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたり、事業を実施できる体制か。 ・団体自体が積極的に活動しているか。（団体自体が活動せず、講師を招いての講演等が活動の主ではないか。）	4点： 非常に優れている 3点： 優れている 2点： 普通 1点： やや劣る 0点： 劣る	
7	活動の 広がり	・参加者、又は担い手について、新たな参加を促す取り組みに優れているか。 ・地域住民等が広く対象となる事業か。（対象の多寡で判断するのではなく、活動に公共性があるかどうかで判断。） ・団体外の区民に自らが主体となるまちづくり活動への参加を促す影響力があるか。（他のボランティア団体や学校等との連携や、インターネット等を活用した広報を行えるか。） ※事業内容が記載の審査項目の考え方に馴染まないものである場合には、その理由が妥当であるかどうか。		
8	事業主体 の連携	・地域諸団体との連携により、地域課題に取り組む事業か。又は、今後連携の可能性が高いか。		
9	創造性・ 先駆性	・独自の創意工夫や先駆性があり、今後他団体が同様の試みを行うことが期待されるか。		
0点の項目数		／ 9	合計（56点満点）	／ 56
特記事項		採択（又は不採択）とするポイント（例：団体へのアドバイス、対象外と考える支出）		